

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第29条 信用取引に係る委託保証金は、有価証券をもって代用することができる。</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価（次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。）に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券（<u>外国株券、外国投資信託受益証券、外国株預託証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株式等（外国株券、外国投資信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。）</u>、<u>受益証券発行信託の受益証券、外国投資証券</u>を含み、投資信託受益証券及び投資証券を除く。）</p> <p>100分の80</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月1日から施行する。</p>	<p>(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)</p> <p>第29条 信用取引に係る委託保証金は、有価証券をもって代用することができる。</p> <p>2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価（次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。）に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国投資証券を含み、投資信託受益証券及び投資証券を除く。）</p> <p>100分の80</p> <p>(2)～(13) (略)</p>